証券コード　7994
平成27年６月４日

株　主　各　位

横浜市西区北幸二丁目７番18号
株式会社　岡村製作所
代表取締役社長　中　村　雅　行

第80回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第80回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年６月25日（木曜日）午後５時20分までに到着するようご送付いただきたくお願い申しあげます。**　敬　具

記

1. **日　　時**　平成27年６月26日（金曜日）午前10時
2. **場　　所**　横浜市西区北幸一丁目11番３号
　ホテル横浜キャメロットジャパン　５階「ジュビリー」
　（会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。）
3. **会議の目的事項**
　報告事項　１．第80期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　２．第80期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）計算書類報告の件
　決議事項
　第１号議案　剰余金の配当の件
　第２号議案　買収防衛策のための新株予約権無償割当て等の件
　第３号議案　取締役18名選任の件
　第４号議案　監査役３名選任の件
　第５号議案　補欠監査役２名選任の件
4. **招集にあたっての決定事項**
　議案に対して賛否の表示をされないときは、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以　上

**　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。**
**　なお、株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を当社ウェブサイト（http://www.okamura.co.jp/）に掲載いたします。**

〔添付書類〕

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

1)　企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の国内経済は、政府・日銀の財政政策や金融緩和を背景に株高が進行するなか、企業業績の好調さを背景に、個人所得・雇用環境の改善が継続されるとともに、設備投資の動きが活発化するなど、明るさが見られました。しかしもう一方では、消費増税や円安の影響による実質賃金の低下にともなう消費低迷の長期化や円安による輸入原材料の高騰など、依然として不透明な状況で推移いたしました。

このような状況のもと当社グループは、特徴ある製品づくりやトータル・ソリューション提案による新しい市場創出、各事業分野でのシェア拡大と新規顧客開拓に努めるとともに、生産性向上やコストダウンを推進してまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は220,130百万円（前期比4.1％増）となりました。

損益面につきましては、経常利益は10,347百万円（前期比2.8％増）、当期純利益は、6,422百万円（前期比5.0％増）となりました。

なお、セグメント別の業績は次のとおりであります。

①　オフィス環境事業

オフィス環境事業につきましては、年度前半は、消費増税の駆け込み需要の反動減による影響がみられたものの、年度後半は、都心を中心に大規模オフィスビルの供給が増加し、業績が好調な企業を中心としたオフィスの移転需要及びリニューアル需要は回復してまいりました。このような状況のもと、オフィスワーカーの多様な働き方に対する最適なオフィス空間のあり方を積極的に提案するとともに、新製品投入や教育・医療・文化・研究施設や地方自治体等のオフィス周辺市場への積極的営業活動などに努めたことにより、前連結会計年度に比べ、売上高、利益とも増加いたしました。

この結果、当セグメントの売上高は118,962百万円（前期比4.4％増）、セグメント利益は6,570百万円（前期比12.4％増）となりました。

② 商環境事業

商環境事業につきましては、消費増税の影響が一部の小売業界にみられたものの新規出店、改装を積極的に展開するコンビニエンスストア、ドラッグストアへ注力するとともに、改装受注や冷凍・冷蔵ショーケースの受注拡大に努めてまいりました。また、平成26年８月に、御殿場事業所新工場棟の操業を開始し、冷凍・冷蔵ショーケースの生産能力を増強するとともに、同年９月に、日進工業株式会社のカート事業を事業譲受することで、製品の品揃え強化・販売力の拡大を図るなど、今後の需要への対応も進めたことにより、前連結会計年度に比べ、売上高は増加いたしました。

この結果、当セグメントの売上高は87,410百万円（前期比4.8％増）、セグメント利益は2,350百万円（前期比21.2％減）となりました。

③ その他（物流機器事業他）

物流機器事業につきましては、食品、医療、ネット通販などの成長分野及び他事業とのシナジーを活かしたプロセスセンターや図書館用自動書庫に注力してまいりました。また、提案力と優位性のある製品力などの強みを活かしたトータル受注の拡大に努めてまいりましたが、消費増税後の様子見や前連結会計年度に比べ大型物件が減少したことなどにより、売上の減少を余儀なくされました。

この結果、当セグメントの売上高は13,757百万円（前期比1.3％減）、セグメント損失は155百万円（前期は625百万円のセグメント利益）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は6,560百万円であります。その主な内訳は、御殿場事業所新工場棟建設、新製品に関わる金型投資、生産設備の維持更新・省力化に関わる機械設備の投資等であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、既発行社債の償還5,000百万円がありましたが、平成27年３月に第13回無担保社債5,000百万円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

今年度の日本経済は、米国の利上げによる新興国への影響や中国経済の減速など不透明感は依然として残っているものの、雇用・所得の改善による個人消費の持ち直しや世界経済の穏やかな拡大などを背景とした企業業績の改善が予想されるなど明るさもみられており、緩やかに成長するものと予想しております。

このような事業環境のなか、当社グループは、競争力・特徴のある新製品の開発、総合力を活かしたソリューション型ビジネスの積極的展開により、事業競争力の強化を図り、売上高、利益の拡大を目指してまいります。

主力のオフィス環境事業につきましては、都心の新築大規模オフィスビルの供給量増加にともない、業績が好調な企業の新規移転や連鎖移転などの需要増加が見込まれ、イノベーションを起こす働き方や当社グループの強みであるトータル提案を展開することによる大型案件の獲得を目指してまいります。また、地域医療や老朽化更新により再編が進む医療施設の市場拡大に注力するとともに、研究施設、学校、図書館、自治体などのオフィス周辺市場の売上拡大を目指し、これらの市場に向けた新製品の開発に積極的に取り組んでまいります。

商環境事業につきましては、好調な業績を背景に店舗の新規出店、既存店の改装需要の増加が見込まれる小売業界に対し、総合力を活かしたワンストップ・トータル提案を強化するとともに、省エネニーズの高まりを追い風に、御殿場工場増設により生産能力を増強した冷凍・冷蔵ショーケースのシェアアップに注力し、売上高と利益の拡大に取り組んでまいります。また、オフィス環境事業とのシナジーを活かした店舗セキュリティシステムの提案や店舗のカート事業を強化するなど、事業領域の拡大を目指してまいります。

その他（物流機器事業他）につきましては、食品、医療、通販会社の物流センターなどの有力分野や小物搬送に注力し、提案力と優位性のある製品の強みを最大限に活かすとともに、他事業とのシナジーを活かした業種別ソリューション営業を徹底してまいります。

海外展開につきましては、代理店の獲得と強化、東南アジアの販売拠点の整備を行うとともに、世界市場での知名度の向上と戦略製品の積極的投入により市場拡大を図り、売上高の拡大を目指してまいります。

収益改善面につきましては、生産性向上と調達、配送などでのコストダウンによる市場競争力の向上を図ってまいります。また、経営環境の変化に柔軟に対処し得る安定的な経営基盤と、経営資源の重点的・効率的投入による堅実かつ、より収益性の高い経営体質の構築に向け、企業改革を着実に進めてまいる所存でございます。

今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

期別 / 項目	第77期 平成24年３月期	第78期 平成25年３月期	第79期 平成26年３月期	第80期(当連結会計年度) 平成27年３月期
売上高	187,879	194,890	211,363	220,130
経常利益	7,082	8,098	10,067	10,347
当期純利益	3,860	5,269	6,113	6,422
１株当たり当期純利益	35.02円	47.81円	55.49円	58.30円
総資産	172,678	177,959	190,913	207,387
純資産	79,918	86,367	93,229	103,544
１株当たり純資産額	723.56円	782.01円	842.80円	936.59円

② 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

期別 / 項目	第77期 平成24年３月期	第78期 平成25年３月期	第79期 平成26年３月期	第80期(当事業年度) 平成27年３月期
売上高	173,811	178,286	191,346	198,717
経常利益	6,061	6,200	8,931	14,205
当期純利益	3,401	3,693	5,560	10,147
１株当たり当期純利益	30.82円	33.47円	50.39円	91.97円
総資産	154,810	157,407	167,646	179,902
純資産	68,840	73,436	78,921	91,602
１株当たり純資産額	623.80円	665.48円	715.30円	830.26円

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主な事業内容
株式会社関西岡村製作所	100 百万円	100.0 %	事務用家具の製造
株式会社オカムラ物流	90	100.0	貨物運送
株式会社オカムラサポートアンドサービス	90	100.0	施工・保守・アフターサービス

(7) 主要な事業内容（平成27年３月31日現在）

事業区分	事業内容
オフィス環境事業	オフィス家具、公共施設用家具、研究施設用家具、金庫・貸金庫、防水板、防犯設備、SOHO家具、移動間仕切、収納型間仕切などを製造し、一般企業をはじめ諸官庁、公共団体、学校、病院、金融機関、一般家庭へ販売するほか、据付・内装工事等も請負っております。
商環境事業	店舗用商品陳列棚、冷凍・冷蔵ショーケース、店舗カウンターなどを製造し、スーパーマーケット、コンビニエンスストアなどを対象に販売するほか、据付・内装工事・店舗保守サービス等も請負っております。
その他(物流機器事業他)	工場・倉庫用物品保管棚、物流自動機器・装置を製造販売するほか、据付・工事等も請負っております。 産業車両・建設機械用流体変速機を受注し、製造販売を行っております。 当社グループ所有の不動産を賃貸しております。

(8) 主要な営業所及び工場（平成27年３月31日現在）

① 当社の主要な営業所及び工場

・本店 （神奈川県横浜市）

・営業拠点

オフィス営業本部

東日本支社(宮城県仙台市)	首都圏東支社(東京都港区)
首都圏西支社(東京都港区)	中部支社(愛知県名古屋市)
関西支社(大阪府大阪市)	西日本支社(福岡県福岡市)

商環境事業本部

東北営業部(宮城県仙台市)	関信越営業部(東京都千代田区)
中部営業部(愛知県名古屋市)	西日本営業部(大阪府大阪市)

テレコム営業本部(東京都千代田区)

物流システム事業本部(東京都千代田区)

海外営業本部(東京都港区)

機械営業部(神奈川県横須賀市)

・製造拠点

追浜事業所(神奈川県横須賀市)	高畠事業所(山形県東置賜郡高畠町)
つくば事業所(茨城県つくば市)	富士事業所(静岡県御殿場市)
御殿場事業所(静岡県御殿場市)	中井事業所(神奈川県足柄上郡中井町)
鶴見事業所(神奈川県横浜市)	

② 当社子会社の主要な営業所及び工場

・営業拠点

上海岡村家具物流設備有限公司	(中華人民共和国)
Salotto(China)Limited	(中華人民共和国)

・製造拠点

株式会社関西岡村製作所	(大阪府東大阪市)
株式会社エヌエスオカムラ	(岩手県釜石市)
株式会社山陽オカムラ	(岡山県高梁市)
シーダー株式会社	(神奈川県横浜市)
株式会社富士精工本社	(石川県能美市)
杭州岡村伝動有限公司	(中華人民共和国)

・その他サービス拠点等

株式会社オカムラ物流	(神奈川県横浜市)
株式会社オカムラサポートアンドサービス	(東京都千代田区)
セック株式会社	(東京都台東区)

(9) 使用人の状況（平成27年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
	名	増減（△）名
オフィス環境事業	2,921	△8
商環境事業	1,200	32
その他(物流機器事業他)	393	17
全社（共通）	191	12
合計	4,705	53

（注）1. 使用人数は就業人員であります。
2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減
名	増減（△）名
2,866	32

（注） 使用人数は就業人員であります。

(10) 当社の主要な借入先の状況（平成27年３月31日現在）

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	3,500
株式会社横浜銀行	2,100
株式会社みずほ銀行	1,800

2) 会社の株式に関する事項（平成27年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　　400,000,000株
(2) 発行済株式の総数　　112,391,530株(自己株式　2,061,592株を含む)
(3) 株主数　　4,943名(前事業年度末比　188名増)
(4) 大株主（上位10名）

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
	千株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	7,814	7.08
オカムラグループ従業員持株会	6,837	6.20
三菱商事株式会社	6,300	5.71
明治安田生命保険相互会社	5,437	4.93
新日鐵住金株式会社	5,313	4.82
三井住友海上火災保険株式会社	5,295	4.80
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	4,805	4.36
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,696	4.26
株式会社横浜銀行	4,076	3.69
オカムラ協力会持株会	3,753	3.40

（注）1.　持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2.　持株比率は、自己株式（2,061,592株）を控除して計算しております。

3) 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4) 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役（平成27年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	中村 喜久男	一般社団法人日本オフィス家具協会会長 一般社団法人ニューオフィス推進協会副会長
代表取締役社長	中村 雅行	㈱関西岡村製作所代表取締役社長
専務取締役	牧野 広司	オフィス営業本部長 ㈱ヒル・インターナショナル 代表取締役社長
専務取締役	佐藤 潔	管理本部長 ㈱岡村興産代表取締役社長 ㈱オカムラビジネスサポート 代表取締役社長
専務取締役	岩下 博樹	マーケティング本部長
常務取締役	菊池 繁治	オフィス営業本部首都圏東支社長 (株)Td Japan代表取締役社長
常務取締役	岩田 寿一	オフィス営業本部首都圏西支社長
常務取締役	土志田 貞一	企画本部長
取締役	衣川 潤	三菱商事㈱代表取締役副社長執行役員金属グループＣＥＯ
取締役	海老名 健	
取締役	飯塚 延幸	三菱地所㈱顧問 ㈱東京交通会館代表取締役社長
取締役	小熊 誠次	デザイン本部長
取締役	山本 文雄	商環境事業本部長
取締役	長田 耕一	物流システム事業本部長
取締役	荒谷 克典	テレコム営業本部長
取締役	中島 章雄	オフィス営業本部関西支社長
取締役	金子 肇	海外営業本部長
取締役	山木 健一	生産本部長
取締役	井上 健	商環境事業本部営業本部長
監査役(常勤)	守分 宣	
監査役(常勤)	後藤 繁	
監査役	大木 章八	弁護士
監査役	鈴木 祐一	弁護士

（注）1. 取締役衣川潤、海老名健、飯塚延幸の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査役大木章八及び鈴木祐一の両氏は、社外監査役であります。
3. 取締役海老名健、取締役飯塚延幸、監査役鈴木祐一の各氏につきましては、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 平成26年６月27日開催の第79回定時株主総会において、飯塚延幸及び井上健の両氏が新たに取締役に選任され、同日就任いたしました。
5. 平成26年６月27日開催の第79回定時株主総会終結の時をもって、鈴木敬夫及び桑野忠雄の両氏は、任期満了により取締役を退任いたしました。
6. 社外取締役及び社外監査役の重要な兼職の状況につきましては、上記のほか、後記「(3)社外役員に関する事項」の記載もご参照ください。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

	支給人数	報酬等の総額
	名	百万円
取締役	21	348
監査役	4	53
合計	25	402

（注）1. 上記には、平成26年６月27日開催の第79回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役２名が含まれております。
2. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額112百万円を支給しております。
3. 平成18年６月29日開催の第71回定時株主総会決議において、取締役の報酬限度額は年額５億円以内、監査役の報酬限度額は年額８千万円以内と決議いただいております。
ただし、報酬限度額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等との重要な兼職の状況（他の法人等の業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人等との関係

イ 取締役 衣川 潤
同氏は、三菱商事株式会社代表取締役副社長執行役員金属グループＣＥＯを兼務しております。同社は、当社株式の5.71％を保有する大株主であります。

ロ 取締役 飯塚 延幸
同氏は、株式会社東京交通会館の代表取締役社長及び三菱地所株式会社の顧問であります。なお、当社と同社との間には特別な関係はありません。

② 他の法人等の社外役員等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

イ 取締役 海老名健
同氏は、株式会社北海道銀行の社外監査役であります。なお、当社と同社との間には特別な関係はありません。

ロ 監査役 鈴木祐一
同氏は、株式会社KADOKAWA・DWANGO及び株式会社ぎょうせいの社外監査役ならびにロックペイント株式会社の社外取締役であります。なお、当社と当該他の法人との間には特別な関係はありません。

③　当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

イ　取締役　衣川　潤

当事業年度中に開催した取締役会12回中８回出席しております。出席した取締役会においては、社外取締役として報告事項や審議事項について適宜質問するとともに、必要に応じて社外者の立場からコーポレートガバナンスに関する事項を中心とした発言を行っております。

ロ　取締役　海老名健

当事業年度中に開催した取締役会12回中12回出席しております。出席した取締役会においては、社外取締役として報告事項や審議事項について適宜質問するとともに、必要に応じて社外者の立場からコーポレートガバナンスに関する事項を中心とした発言を行っております。

ハ　取締役　飯塚延幸

社外取締役就任後に開催した取締役会９回中９回出席しております。出席した取締役会においては、社外取締役として報告事項や審議事項について適宜質問するとともに、必要に応じて社外者の立場からコーポレートガバナンスに関する事項を中心とした発言を行っております。

ニ　監査役　大木章八

当事業年度中に開催した取締役会12回中12回出席しております。また、当事業年度中に開催した監査役会12回中12回出席しております。出席した取締役会及び監査役会においては、報告事項や審議事項について適宜質問するとともに、必要に応じて弁護士としての専門的見地から当社コンプライアンス体制の構築・維持等について発言を行っております。

ホ　監査役　鈴木祐一

当事業年度中に開催した取締役会12回中10回出席しております。また、当事業年度中に開催した監査役会12回中10回出席しております。出席した取締役会及び監査役会においては、報告事項や審議事項について適宜質問するとともに、必要に応じて弁護士としての専門的見地から当社コンプライアンス体制の構築・維持等について発言を行っております。

④　責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各社外監査役の全員との間で、会社法第427条第１項及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び社外監査役ともに金10百万円または会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い金額としております。

⑤　報酬等の総額

社外役員　６名　　38百万円

5)　会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

項　　目	支　払　額
①　当社が支払うべき公認会計士法第２条第１項の監査業務（監査証明業務）の対価についての報酬	百万円 54
②　当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	75

（注）　当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の支払額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務として、財務調査及び社債発行時のコンフォートレター作成等についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、当社都合のほか、会計監査人において会社法第340条第１項各号記載の事由のいずれかに該当するなど、その職務遂行に関する公正性を確保することができないものと合理的に疑うべき事情が判明した場合には、会計監査人の解任または不再任の検討を行い、必要に応じて、会計監査人の解任または不再任についての決定を行います。

6) 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る文書その他の情報（取締役会議事録・稟議書等）は、社内規則に則り適切に保存及び管理することとしております。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営戦略上のリスクのほか、財務、法務、災害、環境、品質、情報セキュリティ等の業務運営上に係る主要な各種リスクについては、すみやかに対応責任者となる取締役を定め、その指揮のもと、それぞれの担当部門にて、必要に応じ、規則・ガイドラインまたはマニュアルの制定等を行うものとすることとしております。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を定期的に開催し迅速な意思決定と効率的な業務執行を行うこととしております。また、社外取締役を置くことにより、経営の透明性と健全性を確保しております。

業務分掌規程及び職務権限規程により、各職位の職務及び権限を定め職務執行が適正かつ効率的に行われる体制としております。

④ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令及び定款を遵守した行動をとるための指針を「行動規範」として定めております。また、管理本部担当役員を委員長とした「コンプライアンス委員会」を設置し、全社横断的なコンプライアンスの徹底に努めることとしております。

コンプライアンスに関する問題を適切に処理するため、通報受付窓口を設置し、通報者に不利益が生じないようコンプライアンス・ヘルプライン制度規則に従い適切な措置を講ずることとしております。

⑤ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の「行動規範」を当社グループ共有のものとして定め、グループ企業一体となった遵法意識の醸成を図ることとしております。また、当社との協議が必要な事項と報告が必要な事項を関係会社管理規程として定め、内部監査を行いグループ会社間の業務の適正を確保しております。また、当社の管理本部担当役員を委員長とした「グループ・コンプライアンス委員会」を設け、グループ横断的なコンプライアンスの徹底に努めることとしております。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助する使用人を求めた場合は、取締役は監査役と協議し適切に対応することとしております。

⑦　前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号の補助使用人の任命、評価、異動は、監査役の意見を尊重することとしております。

⑧　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、当社または当社グループ全体に影響を及ぼす重要事項に関する決定内容、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、重大な法令・定款違反の事実について、監査役に遅滞なく報告することとしております。

また、監査部が実施した内部監査の結果についても、監査役に報告することとしております。

⑨　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役社長と定期的に意見交換会を行うこととしております。

監査役は、「経営会議」等の重要な会議に出席することができることとしております。

監査役は、会計監査人と緊密に連携し、随時情報交換を行うこととしております。

監査役が必要と認めたときは、実施すべき監査業務を監査部に対し要望することができることとしております。

上記方針は、当事業年度末日時点のものを記載しております。当社は、平成27年４月15日開催の取締役会において、同年５月１日の改正会社法施行にともない、上記方針を次のとおり改定することを決議しております。変更箇所は、下線で示しております。

①～③（現行どおり）

④　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令及び定款を遵守した行動をとるための指針を「行動規範」として定めております。また、チーフ・コンプライアンス・オフィサーを委員長とした「コンプライアンス委員会」を設置し、全社横断的なコンプライアンスの徹底に努めることとしております。

コンプライアンスに関する問題を適切に処理するため、通報受付窓口を設置し、通報者に不利益が生じないようコンプライアンス・ヘルプライン制度規則に従い適切な措置を講ずることとしております。

⑤　当該株式会社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の「行動規範」を当社及び当社グループ共有のものとして定め、これを周知させ、また、当社及び当社グループの取締役及び使用人等に対し、法令遵守等に関する研修を行い、グループ企業一体となった遵法意識の醸成を図ることとしております。また、当社及び当社グループの連結ベースでの中期経営計画を策定し、グループ全体での効率的な業務執行を図ることとしております。関係会社において、当社との協議が必要な事項と報告が必要な事項を関係会社管理規程として定めるとともに、当社及び当社グループの業務執行状況及びリスク管理状況等に対する内部監査を行い、その結果を当社代表取締役等に報告することで、当社及び当社グループにおける業務の適正を確保しております。また、当社のチーフ・コンプライアンス・オフィサーを委員長とした「グループ・コンプライアンス委員会」を設け、グループ横断的なコンプライアンスの徹底に努めることとしております。

⑥　（現行どおり）

⑦　前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役による当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

前号の使用人の任命、評価、異動は、監査役の意見を尊重し、当該使用人は監査役の指示に適切に対応することとしております。

⑧　当該株式会社及びその子会社の取締役及び使用人等が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社または当社グループの取締役及び使用人等は、当社または当社グループ全体に影響を及ぼす重要事項に関する決定内容、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実または重大な法令・定款違反の事実について、当社監査役または当該子会社における担当部署もしくは監査役に遅滞なく報告することとしております。当社または当社グループの取締役または使用人等からかかる事項の報告を受けた者は、当該報告の内容を当社監査役に遅滞なく報告することとしております。

監査部は、監査部が実施した内部監査の結果について、監査役に報告することとしております。

また、コンプライアンスに関する問題を適切に処理するため、グループ通報受付窓口を設置し、通報者に不利益が生じないようコンプライアンス・ヘルプライン制度規則に従い適切な措置を講ずることとしております。

⑨　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役と定期的に意見交換会を行うこととしております。

監査役は、「経営会議」等の重要な会議に出席することができることとしております。

監査役は、会計監査人と緊密に連携し、随時情報交換を行うこととしております。

監査役が必要と認めたときは、実施すべき監査業務を監査部に対し要望することができることとしております。

監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設けることとしております。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

①　基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。そして、当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらを中長期的に確保し、向上させることができない場合などには、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

②　基本方針実現のための取組みの具体的な内容の概要

イ　基本方針の実現に資する特別な取組みの具体的な内容の概要

当社は、「情報化」「国際化」「専門化」を企業経営のキーワードに、開発・製造・販売を一貫して行う当社の強みを更に強化し、企業価値の向上に努めております。

また、当社は、株主の皆様に対する経営陣の責任の所在を明確化するため、取締役の任期を１年としております。また、独立性を有する社外取締役を３名選任しております。さらに、監査役４名のうち、２名は独立性を有する社外監査役です。これら社外取締役と社外監査役が取締役会等に出席し、取締役の業務執行を十分に監視できる体制となっておりコーポレート・ガバナンス体制の強化に努めております。

ロ　基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取組みの具体的な内容の概要

当社は、平成24年５月９日開催の当社取締役会決議及び同年６月28日付の第77期事業年度に係る株主総会決議において、上記基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第３号ロ）として導入された、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を更新いたしました（以下、更新後の対応策を「本プラン」といいます。）。

本プランは、当社株券等の20％以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、本プランの目的を実現するために必要な手続を定めております。

買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会又は当社株主総会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。

買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権に係る新株予約権無償割当て等を実施します。本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆様に当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、最大約50％まで希釈化される可能性があります。また、このほか、本プラン所定の要件を満たし、かつ、相当性を有する場合には、当社は法令及び当社定款の下でとりうる合理的な手段を講じることがあります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当て等の実施、不実施又は取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、独立委員会を設置し、独立委員会規則に従い、当社経営陣から独立した当社社外取締役等のみから構成される独立委員会の判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、新株予約権の無償割当て等の実施に関する株主の皆様の意思を確認することがあります。こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することとしております。

なお、本プランの有効期間は、第77期事業年度に係る定時株主総会終結後３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとされているため、本プランは、第80期事業年度に係る定時株主総会の終結の時をもって有効期間が満了することになります。

(注)　当社は、上記①の基本方針に従い、今後も企業価値ひいては株主共同の利益を引き続き確保し、向上させるために、平成27年５月８日開催の当社取締役会において、本定時株主総会の承認を条件として、本プランの内容を一部改定のうえ、更新することを決議しており、第２号議案として当該更新に係る議案を本定時株主総会に付議いたします。更新後の「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」の詳細につきましては、招集ご通知に添付の株主総会参考書類をご参照ください。

③　具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

コーポレート・ガバナンスの強化等の各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、上記②ロに記載のとおり、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、基本方針に沿うものです。特に、本プランは、（ⅰ）株主総会において株主の承認を得た上導入されたものであること、（ⅱ）一定の場合には本プランの発動の是非について株主の皆様の意思を確認する仕組みが設けられていること、（ⅲ）本プランの発動に関する合理的な客観的要件が設定されていること、（ⅳ）独立性を有する社外取締役等によって構成される独立委員会が設置されており、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、（ⅴ）独立委員会は当社の費用で専門家を利用することができるとされていること、（ⅵ）本プランの有効期間が３年間と定められた上、株主総会又は取締役会により廃止できるとされていること、（ⅶ）当社取締役の任期は１年とされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への適切な利益還元を経営の重要政策のひとつとして位置付けております。

利益配当政策につきましては、業績に応じた適正な利益配分を目指すとともに、財務状況、将来の事業展開及び内部留保などを総合的に勘案し、安定配当の維持にも努めてまいりたいと考えております。

このような方針のもと、当期の期末配当金につきましては、１株につき８円50銭とさせていただきたいと存じます。これにより、中間配当金（１株につき８円50銭）を加えた年間配当額は、１株につき17円となります。

（注） 本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**105,247**	**流動負債**	**65,919**
現金及び預金	24,021	支払手形及び買掛金	34,209
受取手形及び売掛金	60,898	電子記録債務	11,123
有価証券	21	短期借入金	6,102
商品及び製品	10,163	1年内返済予定の長期借入金	3,126
仕掛品	1,625	未払法人税等	2,311
原材料及び貯蔵品	3,954	未払消費税等	1,399
繰延税金資産	1,896	賞与引当金	3,250
その他	2,696	その他	4,394
貸倒引当金	△ 30	**固定負債**	**37,923**
固定資産	**102,140**	社債	10,000
有形固定資産	**50,237**	長期借入金	5,059
建物及び構築物	15,380	退職給付に係る負債	13,701
機械装置及び運搬具	8,975	繰延税金負債	4,547
土地	23,522	その他	4,615
建設仮勘定	97	**負債合計**	**103,843**
その他	2,260	（純資産の部）	
無形固定資産	**5,046**	**株主資本**	**91,382**
のれん	401	**資本金**	**18,670**
その他	4,645	**資本剰余金**	**16,759**
投資その他の資産	**46,856**	**利益剰余金**	**58,365**
投資有価証券	32,773	**自己株式**	**△ 2,413**
退職給付に係る資産	6,808	**その他の包括利益累計額**	**11,796**
敷金	3,990	**その他有価証券評価差額金**	**10,308**
繰延税金資産	1,542	**為替換算調整勘定**	**522**
その他	1,841	**退職給付に係る調整累計額**	**965**
貸倒引当金	△ 98	**少数株主持分**	**366**
資産合計	**207,387**	**純資産合計**	**103,544**
		負債純資産合計	**207,387**

（注） 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		220,130
売上原価		155,089
売上総利益		**65,041**
販売費及び一般管理費		56,274
営業利益		**8,766**
営業外収益		
受取利息	23	
受取配当金	518	
持分法による投資利益	271	
為替差益	390	
補助金収入	233	
その他	738	2,175
営業外費用		
支払利息	320	
固定資産除売却損	77	
その他	196	594
経常利益		**10,347**
特別利益		
投資有価証券売却益	549	
ゴルフ会員権売却益	54	603
特別損失		
減損損失	625	
ゴルフ会員権評価損	0	626
税金等調整前当期純利益		**10,324**
法人税、住民税及び事業税	3,988	
法人税等調整額	△ 53	3,934
少数株主損益調整前当期純利益		**6,390**
少数株主損失（△）		△ 32
当期純利益		**6,422**

（注） 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	18,670	16,759	53,532	△2,405	86,557
会計方針の変更による累積的影響額			452		452
会計方針の変更を反映した当期首残高	18,670	16,759	53,984	△2,405	87,009
当期変動額					
剰余金の配当			△2,041		△2,041
当期純利益			6,422		6,422
自己株式の取得				△8	△8
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	－	4,381	△8	4,372
当期末残高	18,670	16,759	58,365	△2,413	91,382

（単位：百万円）

	その他の包括利益累計額				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	5,957	186	152	6,295	375	93,229
会計方針の変更による累積的影響額						452
会計方針の変更を反映した当期首残高	5,957	186	152	6,295	375	93,681
当期変動額						
剰余金の配当						△2,041
当期純利益						6,422
自己株式の取得						△8
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	4,351	335	813	5,500	△9	5,490
当期変動額合計	4,351	335	813	5,500	△9	9,863
当期末残高	10,308	522	965	11,796	366	103,544

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

《連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等》

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社

連結子会社の数　26社

主要な連結子会社の名称　㈱関西岡村製作所
㈱オカムラ物流
㈱エヌエスオカムラ
㈱山陽オカムラ
㈱オカムラサポートアンドサービス
上海岡村家具物流設備有限公司
シーダー㈱
㈱富士精工本社
セック㈱
Salotto(China)Limited
杭州岡村伝動有限公司

岡村貿易(上海)有限公司及び上海岡村建築装飾有限公司を平成26年４月に新たに設立し、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社

非連結子会社の数　１社

非連結子会社の名称　㈱新興機材

連結の範囲から除いた理由

㈱新興機材は小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社

持分法適用の非連結子会社の数　１社

持分法適用の非連結子会社の名称　㈱新興機材

(2) 持分法を適用した関連会社

持分法適用の関連会社の数　７社

主要な持分法適用の関連会社の名称　サイアム　オカムラ　スチールCO.,LTD.
サイアム　オカムラ　インターナショナルCO.,LTD.

(3) 持分法を適用しない非連結子会社

該当事項はありません。

(4) 持分法を適用しない関連会社

該当事項はありません。

(5) 持分法の適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類又は仮決算に基づく計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、上海岡村家具物流設備有限公司、Salotto(China)Limited及びその子会社４社、杭州岡村伝動有限公司、岡村貿易(上海)有限公司、上海岡村建築装飾有限公司ならびにオカムラインターナショナル(Singapore)PTE LTDの決算日は12月31日であり、砂畑産業㈱及び㈱イチエの決算日は８月31日であります。それ以外の連結子会社の決算日は３月31日で、連結計算書類作成会社と同一であります。上海岡村家具物流設備有限公司、Salotto(China)Limited及びその子会社４社、杭州岡村伝動有限公司、岡村貿易(上海)有限公司、上海岡村建築装飾有限公司ならびにオカムラインターナショナル(Singapore)PTE LTDの決算日と連結決算日との差は３ヶ月以内であるため、当該連結子会社の事業年度に係る計算書類を基礎として連結を行っております。また、砂畑産業㈱及び㈱イチエについては、仮決算日（２月28日）の計算書類によっております。ただし、連結決算日までの間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

・満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

・その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

・通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

評価方法は移動平均法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備は除く）

a 平成10年３月31日以前に取得したもの

旧定率法によっております。

b 平成10年４月１日から平成19年３月31日までに取得したもの

旧定額法によっております。

c 平成19年４月１日以降に取得したもの

定額法によっております。

建物以外

a　平成19年３月31日以前に取得したもの

旧定率法によっております。

b　平成19年４月１日以降に取得したもの

定率法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

また、平成19年３月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌連結会計年度から５年間で均等償却する方法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。また、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理を行っております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

a　退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。なお、一部の連結子会社については、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

b　数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額を発生した連結会計年度より費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定率法により発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

③　完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積は原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

④　消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(5) のれんの償却に関する事項

のれんは５年間又は８年間で均等償却しております。

《会計方針の変更》

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更し、割引率の決定方法を、割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とする方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法に変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従い、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更にともなう影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が682百万円減少し、利益剰余金が452百万円増加しております。この変更にともなう当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

なお、１株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

《表示方法の変更》

1．連結損益計算書

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「補助金収入」（前連結会計年度９百万円）は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記しております。

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「事務所移転費用」（当連結会計年度19百万円）は、営業外費用の総額の100分の10以下となったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

《連結貸借対照表に関する注記》

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	2,296百万円
土地	7,732百万円
投資有価証券	17百万円
計	10,047百万円

上記のうち工場財団抵当に供している資産

建物及び構築物	338百万円
土地	282百万円
計	620百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	1,500百万円
１年内返済予定の長期借入金	259百万円
長期借入金	713百万円
計	2,473百万円

上記のうち工場財団抵当に係る債務

短期借入金	100百万円
１年内返済予定の長期借入金	159百万円
長期借入金	213百万円
計	473百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額　100,598百万円

《連結損益計算書に関する注記》

1．減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用途	場所	種類
生産設備等	中華人民共和国 東莞市等	機械装置等
	中華人民共和国 香港特別行政区	のれん、工具器具備品等

当社グループは、事業用資産について管理会計上の区分ごとにグルーピングを行っております。

上記資産グループについては、営業活動から生じるキャッシュ・フローが継続してマイナスであり、帳簿価額の回収が見込まれないため、当連結会計年度末時点における帳簿価額の全額を減損損失（625百万円）として計上いたしました。

なお、当資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しており、使用価値はゼロと算定しております。

《連結株主資本等変動計算書に関する注記》

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　112,391,530株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決　議	株式の種　類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基　準　日	効力発生日
平成26年６月27日 定時株主総会	普通株式	1,103	10.00	平成26年３月31日	平成26年６月30日
平成26年10月15日 取締役会	普通株式	937	8.50	平成26年９月30日	平成26年12月10日

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決　議	株式の種　類	配当の原　資	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基　準　日	効力発生日
平成27年６月26日 定時株主総会	普通株式	利　益 剰余金	937	8.50	平成27年３月31日	平成27年６月29日

《金融商品に関する注記》

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産で運用し、銀行借入や社債発行等により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、社内管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、有価証券及び投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は、主に運転資金及び設備投資資金であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対しては、金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブ取引は、社内管理規程に従い、実需の範囲内で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	24,021	24,021	－
(2) 受取手形及び売掛金	60,898	60,898	－
(3) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	350	355	5
② その他有価証券	29,455	29,455	－
資産計	114,725	114,731	5
(1) 支払手形及び買掛金	34,209	34,209	－
(2) 電子記録債務	11,123	11,123	－
(3) 短期借入金	6,102	6,102	－
(4) 社債	10,000	10,021	21
(5) 長期借入金	8,186	8,176	△9
負債計	69,621	69,633	11
デリバティブ取引	－	－	－

（注１） 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金ならびに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券及び投資信託は取引所の価格、取引金融機関から提示された価格又は一定の期間ごとに区分した将来のキャッシュ・フローを信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務ならびに(3) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 社債

当社の発行する社債の時価については、市場価格又は一定の期間ごとに区分した将来のキャッシュ・フローを信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、一定の期間ごとに区分した元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、時価については、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注２) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区　　分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	2,889
非上場債券	20
優先出資証券	80

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

《賃貸等不動産に関する注記》

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、神奈川県その他の地域において、賃貸用の駐車場等を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
936	8,184

(注１) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注２) 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

《１株当たり情報に関する注記》

1. １株当たり純資産額　936円59銭
2. １株当たり当期純利益金額　58円30銭

(注) 「会計方針の変更」に記載のとおり、退職給付会計基準等を適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。

この結果、当連結会計年度の１株当たり純資産額が、４円10銭増加しております。

なお、１株当たり当期純利益金額に与える影響は軽微であります。

貸　借　対　照　表

（平成27年３月31日現在）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
（資　産　の　部）		（負　債　の　部）	
流　動　資　産	**85,158**	**流　動　負　債**	**59,139**
現　金　及　び　預　金	11,468	支　払　手　形	7,864
受　取　手　形	7,301	電　子　記　録　債　務	11,123
売　掛　金	49,131	買　掛　金	24,124
有　価　証　券	21	短　期　借　入　金	5,200
商　品　及　び　製　品	9,072	１年内返済予定の長期借入金	2,650
仕　掛　品	756	リ　ー　ス　債　務	115
原材料及び貯蔵品	3,208	未　払　金	500
前　払　費　用	780	未　払　費　用	1,655
繰　延　税　金　資　産	1,566	未　払　法　人　税　等	1,903
そ　の　他	1,867	未　払　消　費　税　等	1,029
貸　倒　引　当　金	△　17	前　受　金	242
固　定　資　産	**94,743**	預　り　金	238
有形固定資産	**41,044**	賞　与　引　当　金	2,491
建　物	12,237	**固　定　負　債**	**29,161**
構　築　物	915	社　債	10,000
機　械　及　び　装　置	5,062	長　期　借　入　金	3,200
車　両　運　搬　具	106	リ　ー　ス　債　務	297
工具、器具及び備品	1,172	退　職　給　付　引　当　金	9,058
土　地	21,464	長　期　預　り　金	2,302
建　設　仮　勘　定	86	繰　延　税　金　負　債	3,792
無形固定資産	**4,686**	そ　の　他	508
特　許　権	0	**負　債　合　計**	**88,300**
借　地　権	560	（純　資　産　の　部）	
ソ　フ　ト　ウ　ェ　ア	4,007	**株　主　資　本**	**81,706**
そ　の　他	117	**資　本　金**	**18,670**
投資その他の資産	**49,012**	**資　本　剰　余　金**	**16,759**
投　資　有　価　証　券	29,380	資　本　準　備　金	16,759
関　係　会　社　株　式	9,925	**利　益　剰　余　金**	**48,608**
関係会社長期貸付金	1,970	利　益　準　備　金	1,874
破　産　更　生　債　権　等	98	その他利益剰余金	46,734
前　払　年　金　費　用	3,853	圧縮記帳積立金	4,634
敷　金	3,625	別　途　積　立　金	4,180
そ　の　他	960	繰越利益剰余金	37,919
貸　倒　引　当　金	△　803	**自　己　株　式**	**△ 2,331**
		評価・換算差額等	**9,895**
		その他有価証券評価差額金	**9,895**
資　産　合　計	**179,902**	**純　資　産　合　計**	**91,602**
		負債純資産合計	**179,902**

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

科　　目	金	額
売上高		198,717
売上原価		143,269
売上総利益		**55,447**
販売費及び一般管理費		47,869
営業利益		**7,578**
営業外収益		
受取利息	38	
受取配当金	6,217	
為替差益	286	
その他	860	7,404
営業外費用		
支払利息	202	
社債利息	72	
固定資産除売却損	51	
関係会社貸倒引当金繰入額	290	
その他	160	776
経常利益		**14,205**
特別利益		
投資有価証券売却益	549	549
特別損失		
関係会社株式評価損	1,262	
ゴルフ会員権評価損	0	1,262
税引前当期純利益		**13,491**
法人税、住民税及び事業税	3,297	
法人税等調整額	46	3,343
当期純利益		**10,147**

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		繰越利益剰余金	利益剰余金合計
					圧縮記帳積立金	別途積立金		
当期首残高	18,670	16,759	16,759	1,874	4,694	4,180	29,374	40,123
会計方針の変更による累積的影響額							378	378
会計方針の変更を反映した当期首残高	18,670	16,759	16,759	1,874	4,694	4,180	29,753	40,501
当期変動額								
剰余金の配当							△2,041	△2,041
圧縮記帳積立金の取崩					△60		60	－
当期純利益							10,147	10,147
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	－	－	△60	－	8,166	8,106
当期末残高	18,670	16,759	16,759	1,874	4,634	4,180	37,919	48,608

（単位：百万円）

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△2,328	73,225	5,696	5,696	78,921
会計方針の変更による累積的影響額		378			378
会計方針の変更を反映した当期首残高	△2,328	73,603	5,696	5,696	79,300
当期変動額					
剰余金の配当		△2,041			△2,041
圧縮記帳積立金の取崩		－			－
当期純利益		10,147			10,147
自己株式の取得	△3	△3			△3
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			4,199	4,199	4,199
当期変動額合計	△3	8,102	4,199	4,199	12,301
当期末残高	△2,331	81,706	9,895	9,895	91,602

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

《重要な会計方針に係る事項に関する注記》

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

・満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

・子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

・その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

・通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

評価方法は移動平均法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備は除く）

① 平成10年３月31日以前に取得したもの
旧定率法によっております。

② 平成10年４月１日から平成19年３月31日までに取得したもの
旧定額法によっております。

③ 平成19年４月１日以降に取得したもの
定額法によっております。

建物以外

① 平成19年３月31日以前に取得したもの
旧定率法によっております。

② 平成19年４月１日以降に取得したもの
定率法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

また、平成19年３月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌事業年度から５年間で均等償却する方法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額を発生した事業年度より費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定率法により発生の翌事業年度から費用処理しております。

計算書類において、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結計算書類と異なっております。貸借対照表上、退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を加減した額から、年金資産の額を控除した額を前払年金費用又は退職給付引当金に計上しております。

4. 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積は原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。また、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理を行っております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

《会計方針の変更》

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更し、割引率の決定方法を、割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とする方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法に変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従い、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更にともなう影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が587百万円減少し、繰越利益剰余金が378百万円増加しております。この変更にともなう当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

なお、１株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

《表示方法の変更》

1. 損益計算書

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「事務所移転費用」（当事業年度18百万円）は、営業外費用の総額の100分の10以下となったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

《貸借対照表に関する注記》

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建　　物	1,554百万円
土　　地	7,269百万円
計	8,824百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	1,400百万円
１年内返済予定の長期借入金	100百万円
長期借入金	500百万円
計	2,000百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額　81,981百万円

3. 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入及び営業取引に対し、債務保証を行っております。

上海岡村家具物流設備有限公司	543百万円
Salotto(China)Limited	203百万円

4. 関係会社に対する金銭債権及び債務（独立掲記したものを除く）

短期金銭債権	1,181百万円
短期金銭債務	9,450百万円

《損益計算書に関する注記》

1. 関係会社との取引高

営業取引高	53,267百万円
営業取引以外の取引高	158百万円

《株主資本等変動計算書に関する注記》

1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首（株）	増加（株）	減少（株）	当事業年度末（株）
普通株式	2,057,572	4,020	－	2,061,592
合計	2,057,572	4,020	－	2,061,592

（注） 自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

《税効果会計に関する注記》

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(1) 流動の部

繰延税金資産	賞与引当金	822百万円
	未払事業税	218百万円
	原材料製品評価損	249百万円
	未払社会保険料	119百万円
	その他	167百万円
	繰延税金資産合計	1,577百万円
	繰延税金負債との相殺	△11百万円
	繰延税金資産の純額	1,566百万円
繰延税金負債	その他	11百万円
	繰延税金負債合計	11百万円
	繰延税金資産との相殺	△11百万円
	繰延税金負債の純額	－

(2) 固定の部

繰延税金資産	退職給付引当金	3,293百万円
	関係会社株式評価損	654百万円
	未払役員退職慰労金	82百万円
	貸倒引当金	259百万円
	ゴルフ会員権	106百万円
	その他	178百万円
	繰延税金資産小計	4,575百万円
	評価性引当額	△1,101百万円
	繰延税金資産合計	3,474百万円
	繰延税金負債との相殺	△3,474百万円
	繰延税金資産の純額	―
繰延税金負債	圧縮記帳積立金	2,524百万円
	その他有価証券評価差額金	4,708百万円
	その他	34百万円
	繰延税金負債合計	7,266百万円
	繰延税金資産との相殺	△3,474百万円
	繰延税金負債の純額	3,792百万円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年３月31日に公布されたことにともない、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成27年４月１日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.6%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年４月１日から平成28年３月31日までのものは33.0%、平成28年４月１日以降のものについては32.2%にそれぞれ変更されております。

この結果、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）が271百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が216百万円、その他有価証券評価差額金額が487百万円それぞれ増加しております。

《リースにより使用する固定資産に関する注記》

貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース取引開始日が平成20年３月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

《関連当事者との取引に関する注記》

1. 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

2. 子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	㈱関西岡村製作所	大阪府東大阪市	100	当社が販売する製品の製造	100.0	役員 4名	―	製品の仕入	9,422	支払手形 買掛金	1,878 1,852
子会社	㈱オカムラ物流	神奈川県横浜市	90	当社が販売する製品の保管・輸送	100.0	役員 3名	―	輸送費等の支払	13,416	支払手形 買掛金	66 2,129
子会社	㈱オカムラサポートアンドサービス	東京都千代田区	90	オフィス環境事業における施工・保守・アフターサービス	100.0	役員 3名	―	施工費等の支払	16,564	買掛金	2,455

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引価格等については、類似する取引の条件を参考にして決定しております。

3. 利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

《１株当たり情報に関する注記》

1. １株当たり純資産額 830円26銭

2. １株当たり当期純利益金額 91円97銭

(注) 「会計方針の変更」に記載のとおり、退職給付会計基準等を適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。

この結果、当事業年度の１株当たり純資産額が、３円43銭増加しております。

なお、１株当たり当期純利益金額に与える影響は軽微であります。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月13日

株式会社　岡村製作所
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	沖　　恒　弘 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	園　田　博　之 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山　口　直　志 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社岡村製作所の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社岡村製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月13日

株式会社　岡村製作所
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　沖　　恒　弘 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　園　田　博　之 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　山　口　直　志 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社岡村製作所の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第80期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第80期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月13日

株式会社 岡村製作所　監査役会

常勤監査役　守　分　　宣 ㊞

常勤監査役　後　藤　　繁 ㊞

社外監査役　大　木　章　八 ㊞

社外監査役　鈴　木　祐　一 ㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の配当の件

当社は、株主の皆様への適切な利益還元を経営の重要政策のひとつとして位置付けております。

利益配当政策につきましては、業績に応じた適正な利益配分を目指すとともに、財務状況、将来の事業展開及び内部留保などを総合的に勘案し、安定配当の維持にも努めてまいりたいと考えております。

当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。これにより、年間配当金は既に実施させていただいた中間配当金（１株につき金８円50銭）とあわせて１株につき金17円となります。

(1) 配当財産の種類
金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金８円50銭　総額　937,804,473円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年６月29日

第２号議案　買収防衛策のための新株予約権無償割当て等の件

平成24年６月28日付定時株主総会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「旧プラン」といいます。）の要領で新株予約権無償割当てに関する事項の決定を行うことを当社取締役会に委任することについてご承認いただきましたが、旧プランは本総会の終結をもって有効期間が満了することになります。

この旧プランの有効期間満了に先立ち、当社は、平成27年５月８日開催の当社取締役会において、本総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第３号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、旧プランの一部を改定した上で、更新すること（以下かかる更新後の当社株式の大量取得行為に関する対応策を「本プラン」といいます。）を決議いたしました。つきましては、当社定款第11条の定めに基づき、本プランを利用するために、本プランの要領で新株予約権無償割当て等に関する事項の決定を行うことを当社取締役会に委任していただくことにつき、株主の皆様にご承認をお願いするものであります。

1.　**提案の理由（新株予約権無償割当て等委任決議を必要とする理由）**

(1)　当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

また、当社が質の高い製品及びサービスの供給を継続し、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるためには、①技術者達が人的つながりを基礎として協力しつつも互いに切磋琢磨する企業文化を維持すること、②製品開発力の基礎である技術者やお客様のニーズにあった空間の提案ができるデザイナーや営業担当者等の人的資産を中長期的視点で育成し、優良な顧客基盤を維持・拡大すること、③外部のデザイナーや仕入れ・販売等について業務提携を行っている国内外の事業パートナー等との信頼関係を維持していくこと、④当社グループの事業分野・人的ネットワークのシナジーによる総合力を最大限発揮していくこと等に重点を置いた経営が必要不可欠です。

当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらを中長期

的に確保し、向上させることができなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。また、外部者である買収者からの大量買付の提案を受けた際に、株主の皆様が最善の選択を行うためには、当社の企業価値を構成する有形無形の要素を適切に把握するとともに、買収者の属性、大量買付の目的、買収者の当社の事業や経営についての意向、既存株主との利益相反を回避する方法、従業員その他のステークホルダーに対する対応方針等の買収者の情報も把握した上で、大量買付が当社の企業価値や株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があり、かかる情報が明らかにされないまま大量買付が強行される場合には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が毀損される可能性があります。

当社は、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記一に記載した基本方針に沿って更新されるものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株券等の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

2. 提案の内容（本プランの内容）

(1) 本プランの概要

本プランは、当社株券等（注１）の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会又は当社株主総会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。

買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権に係る新株予約権無償割当て等を実施します。本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆様に当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、最大約50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当て等の実施、不実施又は取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、独立委員会を設置し、独立委員会規則（その概要については別紙１のとおりです。）に従い、当社経営陣から独立した当社社外取締役等のみから構成される独立委員会（本プラン導入当初に予定されている独立委員会の委員は、別紙２「独立委員会委員略

歴」のとおりです。）において、その判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、株主の皆様の意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することとしております。

(2) 本プランの発動に係る手続き

(a) 対象となる買付等

本プランは、下記①又は②に該当する当社株券等の買付その他の取得若しくはこれらに類似する行為又はこれらの提案（注２）（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途決定したものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

記

①当社が発行者である株券等（注３）について、保有者（注４）の株券等保有割合（注５）が20%以上となる買付その他の取得

②当社が発行者である株券等（注６）について、公開買付け（注７）を行う者の株券等所有割合（注８）及びその特別関係者（注９）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会において本新株予約権（下記(e)に定義される。）の無償割当て等の対抗措置の不実施に関する決議が行われるまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

(b) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言（条件又は留保等が付されていないものとします。）等を含む法的拘束力のある書面（買付者等の代表者による署名又は記名捺印のなされたもの）及び当該署名又は捺印を行った代表者の資格証明書（以下、これらをあわせて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図されている買付等の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書及び下記(c)に定める買付説明書その他買付者等が当社又は独立委員会に提出する資料における使用言語は日本語に限ります。

(c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の様式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。買付者等には、当社が交付した様式に従い、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を当社取締役会に対して提出して頂きます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会（独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、別紙１「独立委員会規則の概要」、本プラン導入当初の独立委員会の委員の略歴等については、別紙２「独立委員会委員略歴」に記載のとおりです。）に送付します。当社取締役会及び独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報を提供するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供して頂きます。

記

① 買付者等及びそのグループ（共同保有者（注10）、特別関係者及び買付者等を被支配法人等（注11）とする者の特別関係者を含みます。）の詳細（名称、資本関係、財務内容、経営成績、過去の法令違反等の有無及び内容、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細等を含みます。）（注12）

② 買付等の目的、方法及び具体的内容（対価の価額・種類、時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性、実現可能性等を含みます。）

③ 買付等の価額及びその算定根拠

④ 買付者等と第三者との間の当社の株券等に関する合意、並びに買付者等による当社の株券等の過去における取得に関する情報

⑤ 買付等の資金の裏付け（買付等の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）

⑥ 買付等に関する第三者との間における意思連絡の有無及びその内容

⑦ 買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策

⑧ 当社の株主（買付者等を除く。）、従業員、取引先、顧客等の利害関係者に対する対応方針

⑨ 当社の企業文化についての考え方

⑩ 反社会的勢力との関係に関する情報

⑪ その他当社取締役会又は独立委員会等が合理的に必要と判断する情報

(d) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書その他の情報（追加的に提供を要求したものも含みます。）を受領した場合、下記②の独立委員会の検討期間内において、当社取締役会に対しても、適宜回答期限（原則として60日を上限とします。）を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報を提供するよう要求することができます。

② 独立委員会による検討等

独立委員会は、買付者等から買付説明書その他の情報（追加的に提供を要求したものも含みます。）を受領した場合、上記①の当社取締役会による情報提供と並行しつつ、適切な期間（独立委員会が買付者等に追加的に提出を求めた情報を含め、買付者等により十分な情報が開示されてから90日間を超えないものとします。但し、下記(e)③に記載する場合等には、独立委員会は当該期間を延長することができるものとします。）（以下「独立委員会検討期間」といいます。）、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。また、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行うものとします。独立委員会の判断が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

買付者等は、独立委員会が、直接又は間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

(e) 独立委員会の勧告

独立委員会は、上記の手続を踏まえて、以下のとおり当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。

① 本プランの発動を勧告する場合等

独立委員会は、買付等について、下記(3)「本新株予約権の無償割当て等の要件」において定められる発動事由（以下「発動事由」と総称します。）が存すると判断した場合、引き続き買付者等より情報提供や買付者等との間で協議・交渉等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、新株予約権（その主な内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」に定めるとおりとし、以下かかる新株予約権を「本新株予約権」といいます。）の無償割当てその他の法令及び当社定款の下でとりうる手段を実施すべき旨の勧告を行います。なお、独立委員会は、ある買付等について下記(3)「本新株予約権の無償割当て等の要件」に定める発動事由のうち発動事由その２（以下「発動事由その２」といいます。）の該当可能性が問題となっている場合には、予め当該実施に関して株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

1. 当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合
2. 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により、発動事由が存しなくなった場合

上記のほか、独立委員会は、買付け等について、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するおそれがある場合、その理由を付して、株主総会を開催し買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うこと等を勧告することもできるものとします。

② 本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付等について発動事由が存しないと判断した場合、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当て等を実施すべきでない旨の勧告を行います。

上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当て等の不実施の勧告をした後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、発動事由が存することとなった場合には、本新株予約権の無償割当て等を実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

③ 独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間中に、本新株予約権の無償割当て等の実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、代替案の検討、買付者等との協議・交渉等に必要とされる合理的な範囲内（但し、原則として、延長前の独立委員会検討期間の終了の日から30日間を上限とするものとします。）で、独立委員会検討期間を一ないし複数回延長することができるものとします。独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討、協議・交渉等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当て等の実施又は不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

(f) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会により上記勧告がなされた場合、当該勧告を

最大限尊重して、本新株予約権の無償割当て等の実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。但し、次の(g)に基づき株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会の決議に従うものとします。

(g) 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、(ⅰ)上記(e)①に従い、独立委員会において、本新株予約権の無償割当て等の実施に際して株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、若しくは買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うことを勧告した場合、又は(ⅱ)ある買付等について発動事由その２の該当可能性が問題となっており、かつ、取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案した上で、善管注意義務に照らし、株主意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、株主の皆様の意思を確認することができるものとします。

(h) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令又は金融商品取引所の規程・規則等に従い、本プランの各手続の進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実、独立委員会検討期間が開始した事実、及び、独立委員会検討期間の延長が行われた事実、その期間及び理由を含みます。）、独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、株主意思確認総会の決議の概要、その他独立委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当て等の要件

本プランの発動として本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。なお、上記(1)「本プランの発動に係る手続」(e)のとおり、下記の要件の該当性については、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることになります。

記

発動事由その１

本プランに定められた手続に従わない買付等であり（買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含みます。）、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

発動事由その２

下記の要件のいずれかに該当し、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

(a) 下記に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

(ア) 株券等を買い占め、その株券等について当社又は当社関係者等に対して高値で買取りを要求する行為

(イ) 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為

(ウ) 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

(エ) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

(b) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するお

それのある買付等である場合
(c) 買付等の条件（対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可能性、買付等の後における当社の他の株主、従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付等である場合
(d) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、顧客、取引先等との関係又は当社の企業文化を損なうこと等により、当社の企業価値又は株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合
上記のほか、当社は、上記の各発動事由に準じる要件が充足され、かつ、相当性を有する場合には、本プランの発動として法令及び当社定款の下でとりうる合理的な手段を講じることがあります。この場合も、上記(1)「本プランの発動に係る手続」(e)のとおり、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることになります。

(4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する予定の本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

(a) 本新株予約権の数
本新株予約権無償割当て決議において別途定める割当期日における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

(b) 割当対象株主
割当期日における当社の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式１株につき本新株予約権１個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日
本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数
本新株予約権１個の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として１株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式１株当たりの価額は、１円を下限とし当社株式１株の時価の２分の１の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ90日間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）に相当する金額とし、１円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間
本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、原則として、１ヶ月間から６ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

(g) 本新株予約権の行使条件
(Ⅰ)特定大量保有者（注13）、(Ⅱ)特定大量保有者の共同保有者、(Ⅲ)特定大量買付者（注14）、(Ⅳ)特定大量買付者の特別関係者、若しくは(Ⅴ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は、(Ⅵ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅴ)に

該当する者の関連者（注15）（以下、（Ⅰ）ないし(Ⅵ)に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、一定の例外事由（注16）が存する場合を除き、本新株予約権を行使することができません。
　また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者の保有する本新株予約権も、下記(i)項②のとおり、適用法令に従うことを条件として当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。
(h) 本新株予約権の譲渡
　本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。
(i) 当社による本新株予約権の取得
①当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
②当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権１個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。
また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権１個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。
(j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付
　本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。
(k) 新株予約権証券の発行
　本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。
(l) その他
　上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(5) 本プランの有効期間、廃止及び変更

　本プランの有効期間（以下「有効期間」といいます。）は、本定時株主総会終結後３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。
　但し、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。
　また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規程・規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設

又は改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、又は当社株主に不利益を与えない場合等本定時株主総会の決議による委任の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実及び（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

(6) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、平成27年５月８日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

(7) その他の事項

本プランの内容のうち、本議案に定めのない事項又は本議案に抵触しない事項については、当社取締役会において定めることができるものとします。

（注１）当社は、平成21年１月５日に株券電子化が実施されたことに伴い株券不発行会社となっていますが、本プランにおいては、金融商品取引法の規定に準拠した記載をすることが明確性・客観性に資するという観点から、適宜、同法の規定に準拠して「株券等」の用語を使用しています。

（注２）第三者に対して買付等を勧誘する行為を含みます。

（注３）金融商品取引法第27条の23第１項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。

（注４）金融商品取引法第27条の23第３項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。

（注５）金融商品取引法第27条の23第４項に定義されます。本議案において同じとします。

（注６）金融商品取引法第27条の２第１項に定義されます。

（注７）金融商品取引法第27条の２第６項に定義されます。本議案において同じとします。

（注８）金融商品取引法第27条の２第８項に定義されます。本議案において同じとします。

（注９）金融商品取引法第27条の２第７項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第１号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第３条第２項で定める者を除きます。本議案において同じとします。

（注10）金融商品取引法第27条の23第５項に規定される共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。

（注11）金融商品取引法施行令第９条第５項に定義されます。

（注12）買付者等がファンドの場合は、各組合員その他の構成員について①に準じた情報を含みます。

（注13）原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当

社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本議案において同じとします。

(注14) 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の２第１項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）の買付け等（同法第27条の２第１項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第７条第１項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本議案において同じとします。

(注15) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第３条第３項に定義されます。）をいいます。

(注16) 具体的には、(x)買付者等が本新株予約権無償割当て決議後に買付等を中止若しくは撤回又は爾後買付等を実施しないことを誓約するとともに、買付者等その他の非適格者が当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(y)買付者等の株券等保有割合（但し、株券等保有割合の計算に当たっては、買付者等やその共同保有者以外の非適格者についても当該買付者等の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する本新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとします。）として当社取締役会が認めた割合が、20%を下回っている場合は、当該処分を行った買付者等その他の非適格者は、当該処分がなされた株式の数に相当する株式の数を目的とする本新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内で行使することができることなどが例外事由として定められることが予定されています。なお、かかる非適格者による本新株予約権の行使の条件及び手続等の詳細については、別途当社取締役会が定めるものとします。

別紙１

独立委員会規則の概要

・独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
・独立委員会の委員は、３名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(ⅰ)当社社外取締役、(ⅱ)当社社外監査役、又は(ⅲ)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。但し、有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、当社の事業に精通する者、弁護士、公認会計士若しくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する当該有識者の当社に対する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
・独立委員会委員の任期は、本定時株主総会終結後３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役又は当社社外監査役であった独立委員会委員が、取締役又は監査役でなくなった場合（但し、再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
・独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告することができる。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、会社法上の機関としての決定を行う(但し、株主意思確認総会を開催する場合には、当該株主総会の決議に従う。)。なお、独立委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、専ら当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
  ① 本新株予約権の無償割当てその他の法令及び当社定款の下で取りうる手段（以下「本新株予約権の無償割当て等」という。）の実施又は不実施
  ② 本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
  ③ 本プランの対象となる買付等への該当性の判断
  ④ 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
  ⑤ 買付者等の買付等の内容の精査・検討
  ⑥ 買付者等との協議・交渉
  ⑦ 当社取締役会に対する代替案の提出の要求・当社取締役会の提供する代替案の検討
  ⑧ 独立委員会検討期間の延長の決定
  ⑨ 本新株予約権の無償割当て等の実施に関する株主意思確認総会招集の要否の判断
  ⑩ 本プランの修正又は変更に係る承認

⑪ 本プラン以外の買収防衛策の導入の是非の判断
⑫ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
⑬ 当社取締役会が別途独立委員会に諮問し、又は別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

・独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
・独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
・各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
・独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員のうち３分の２以上が出席（テレビ会議又は電話会議による出席を含む。以下同じとする。）し、その過半数をもってこれを行う。但し、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以　上

別紙２

独立委員会委員略歴

本プラン導入当初の独立委員会の委員は、以下の４名を予定しております。

海老名　健（えびな　けん）
〔略歴〕
昭和21年10月20日生まれ
昭和45年４月　住友海上火災保険株式会社（現三井住友海上火災保険株式会社）入社
平成９年６月　住友海上火災保険株式会社取締役人事部長
平成13年10月　三井住友海上火災保険株式会社常務取締役常務執行役員
平成16年６月　三井住友海上火災保険株式会社専務執行役員東京企業第二本部長
平成18年８月　三井住友海上火災保険株式会社代表取締役副社長執行役員
平成20年４月　三井住友海上火災保険株式会社特別顧問
平成20年６月　当社補欠監査役
平成23年６月　当社取締役（現在にいたる）
平成24年６月　株式会社北海道銀行社外監査役（現在にいたる）

※海老名健氏は、現在、当社の社外取締役であり、また、本定時株主総会で選任議案が承認可決された場合には、当社の社外取締役として再任する予定です。なお、海老名健氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
※同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

飯塚　延幸（いいづか　のぶゆき）
〔略歴〕
昭和23年５月10日生まれ
昭和46年４月　三菱地所株式会社入社
平成９年４月　三菱地所株式会社建築業務部長
平成13年６月　三菱地所株式会社取締役
平成15年６月　三菱地所株式会社執行役員
平成16年４月　三菱地所株式会社常務執行役員企画管理本部副本部長
平成17年６月　三菱地所株式会社代表取締役兼副社長執行役員企画管理本部長
平成18年４月　三菱地所株式会社代表取締役兼副社長執行役員
平成25年６月　三菱地所株式会社顧問（現在にいたる）
平成25年６月　株式会社東京交通会館代表取締役社長（現在にいたる）
平成26年６月　当社取締役（現在にいたる）

※飯塚延幸氏は、現在、当社の社外取締役であり、また、本定時株主総会で選任議案が承認可決された場合には、当社の社外取締役として再任する予定です。なお、飯塚延幸氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
※同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

鈴木　祐一（すずき　ゆういち）
〔略歴〕
昭和21年９月21日生まれ
昭和51年４月　東京地方検察庁検事
昭和58年４月　弁護士登録（現在にいたる）
昭和60年４月　東京経済法律事務所（現八重洲総合法律事務所）開設（現在にいたる）
平成16年６月　当社社外監査役（現在にいたる）

※鈴木祐一氏は、現在、当社の社外監査役であります。なお鈴木祐一氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
※同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

岩本　繁（いわもと　しげる）
〔略歴〕
昭和16年３月31日生まれ
昭和46年10月　監査法人朝日会計社（現有限責任 あずさ監査法人）入社
昭和51年３月　公認会計士登録（現在にいたる）
平成11年５月　朝日監査法人（現有限責任 あずさ監査法人）理事長
平成16年５月　あずさ監査法人（現有限責任 あずさ監査法人）会長
平成17年６月　あずさ監査法人退社
平成17年８月　全国農業共同組合中央会理事監査委員長
平成18年６月　日本電信電話㈱社外監査役
平成21年６月　㈱三井住友フィナンシャルグループ社外取締役（現在にいたる）
平成21年６月　㈱三井住友銀行社外取締役（現在にいたる）
平成23年６月　学校法人東京経済大学理事長（現在にいたる）
平成23年６月　当社補欠監査役（現在にいたる）

※岩本繁氏は、現在、当社の補欠監査役であり、また本定時株主総会で、監査役選任議案が承認可決された場合には、当社の社外監査役として就任する予定です。なお岩本繁氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出る予定です。
※同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以　上

第３号議案　取締役18名選任の件

取締役全員（19名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役18名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	中村　喜久男（なかむら　きくお） （昭和８年10月25日生）	昭和32年４月　当社入社 昭和48年２月　当社取締役 昭和56年２月　当社常務取締役 平成４年６月　当社専務取締役 平成５年11月　当社代表取締役社長 平成16年４月　当社代表取締役会長（現） 〔重要な兼職の状況〕 一般社団法人日本オフィス家具協会会長 一般社団法人ニューオフィス推進協会 副会長	237,818株
2	中村　雅行（なかむら　まさゆき） （昭和26年３月19日生）	昭和48年４月　当社入社 平成８年６月　当社取締役 平成13年６月　当社常務取締役 平成19年６月　当社専務取締役 平成24年６月　当社代表取締役社長（現） 〔重要な兼職の状況〕 ㈱関西岡村製作所代表取締役社長	67,840株
3	牧野　広司（まきの　ひろし） （昭和23年５月15日生）	昭和46年４月　当社入社 平成11年６月　当社経理本部総務部長 平成12年６月　当社取締役 平成15年６月　当社営業本部首都圏東支社長 平成17年６月　当社常務取締役 平成17年６月　当社営業本部長 平成19年６月　当社専務取締役（現） 平成20年４月　当社オフィス営業本部長（現） 〔重要な兼職の状況〕 ㈱ヒル・インターナショナル代表取締役社長	52,300株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	佐藤（さとう） 潔（きよし） （昭和25年８月10日生）	昭和48年４月　㈱三菱銀行（現㈱三菱東京ＵＦＪ銀行）入行 平成13年２月　㈱東京三菱銀行（現㈱三菱東京ＵＦＪ銀行）丸の内支社長 平成14年５月　当社入社 平成14年６月　当社取締役 平成14年６月　当社経理本部経理部長 平成16年４月　当社管理本部経理部長 平成19年６月　当社常務取締役 平成19年６月　当社管理本部長（現） 平成24年６月　当社専務取締役（現） 〔重要な兼職の状況〕 ㈱岡村興産代表取締役社長 ㈱オカムラビジネスサポート代表取締役社長	42,000株
5	岩下（いわした） 博樹（ひろき） （昭和24年７月21日生）	昭和48年４月　当社入社 平成６年２月　当社マーケティング本部長 平成７年９月　当社管理本部購買部長 平成12年12月　当社マーケティング本部長（現） 平成16年６月　当社取締役 平成20年６月　当社常務取締役 平成24年６月　当社専務取締役（現）	37,769株
6	菊池（きくち） 繁治（しげじ） （昭和30年３月21日生）	昭和52年４月　当社入社 平成12年２月　当社営業本部九州中国支社福岡支店長 平成15年４月　当社営業本部東京西支社新宿支店長 平成17年６月　当社営業本部首都圏西支社長 平成20年４月　当社オフィス営業本部首都圏東支社長 平成21年６月　当社取締役 平成24年６月　当社常務取締役（現） 平成27年４月　当社オフィス営業本部首都圏営業本部長（現） 〔重要な兼職の状況〕 (株)Td Japan代表取締役社長	15,400株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
7	いわ　た　とし　かず 岩　田　寿　一 （昭和29年12月28日生）	昭和52年４月　当社入社 平成５年10月　当社営業統括本部西日本営業本部関西支社京都支店長 平成10年９月　当社オフィス環境事業本部関西支社神戸支店長 平成13年２月　当社営業本部ディーラー推進部長 平成17年６月　当社営業本部首都圏東支社長 平成20年４月　当社オフィス営業本部首都圏西支社長 平成22年６月　当社取締役 平成24年６月　当社常務取締役（現） 平成27年４月　当社ヘルスケア事業本部長（現）	17,700株
8	とし　だ　てい　いち 土志田　貞　一 （昭和26年５月８日生）	昭和50年４月　当社入社 平成３年３月　当社生産本部第四事業部長 平成６年10月　当社管理本部情報システム部長 平成13年６月　当社企画本部経営企画部長 平成18年６月　当社取締役 平成18年６月　当社企画本部長（現） 平成25年６月　当社常務取締役（現）	28,500株
9	きぬ　かわ　　じゅん 衣　川　　潤 （昭和26年４月７日生）	昭和50年４月　三菱商事㈱入社 平成14年４月　三菱商事㈱鉄鋼本部鉄鉱石事業ユニットマネージャー 平成17年４月　三菱商事㈱執行役員鉄鋼原料本部長 平成20年４月　三菱商事㈱常務執行役員 平成20年４月　三菱商事㈱金属グループＣＯＯ兼鉄鋼原料本部長兼ＭＤＰユニットマネージャー 平成21年４月　三菱商事㈱金属グループＣＥＯ（現） 平成21年６月　当社取締役（現） 平成25年４月　三菱商事㈱副社長執行役員 平成25年６月　三菱商事㈱代表取締役副社長執行役員（現） 〔重要な兼職の状況〕 三菱商事㈱代表取締役副社長執行役員金属グループＣＥＯ	0株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
10	えびな　けん 海老名　健 （昭和21年10月20日生）	昭和45年４月　住友海上火災保険㈱（現三井住友海上火災保険㈱）入社 平成９年６月　住友海上火災保険㈱取締役人事部長 平成13年10月　三井住友海上火災保険㈱常務取締役常務執行役員 平成16年６月　三井住友海上火災保険㈱専務執行役員東京企業第二本部長 平成18年８月　三井住友海上火災保険㈱代表取締役副社長執行役員 平成20年４月　三井住友海上火災保険㈱特別顧問 平成20年６月　当社補欠監査役 平成23年６月　当社取締役（現） 平成24年６月　㈱北海道銀行社外監査役（現） 〔重要な兼職の状況〕 ㈱北海道銀行社外監査役	400株
11	いいづか　のぶゆき 飯塚　延幸 （昭和23年５月10日生）	昭和46年４月　三菱地所㈱入社 平成９年４月　三菱地所㈱建築業務部長 平成13年６月　三菱地所㈱取締役 平成15年６月　三菱地所㈱執行役員 平成16年４月　三菱地所㈱常務執行役員企画管理本部副本部長 平成17年６月　三菱地所㈱代表取締役兼副社長執行役員企画管理本部長 平成18年４月　三菱地所㈱代表取締役兼副社長執行役員 平成25年６月　三菱地所㈱顧問（現） 平成25年６月　㈱東京交通会館代表取締役社長（現） 平成26年６月　当社取締役（現） 〔重要な兼職の状況〕 三菱地所㈱顧問 ㈱東京交通会館代表取締役社長	400株
12	こぐませいじ 小熊誠次 （昭和26年３月３日生）	昭和49年４月　当社入社 平成５年３月　当社マーケティング本部オフィス製品部長 平成８年４月　当社オフィス環境事業本部オフィス製品部長 平成11年１月　当社開発本部オフィス製品部長 平成12年12月　当社デザイン本部長（現） 平成20年６月　当社取締役（現）	46,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
13	やまもと ふみお 山本文雄 （昭和26年２月21日生）	昭和52年10月　当社入社 平成10年３月　当社商環境事業本部商環境総合研究所長 平成12年７月　当社商環境事業本部マーケティング部長 平成20年６月　当社取締役（現） 平成20年７月　当社商環境事業本部マーケティング本部長 平成26年６月　当社商環境事業本部長（現）	20,800株
14	なかじま あきお 中島章雄 （昭和29年７月６日生）	昭和54年２月　当社入社 平成10年４月　当社オフィス環境事業本部関西支社大阪北支店長 平成20年２月　当社営業本部首都圏東支社中央支店長 平成24年１月　当社オフィス営業本部関西支社大阪支店長 平成24年６月　当社取締役（現） 平成24年６月　当社オフィス営業本部関西支社長（現）	8,800株
15	かねこ はじめ 金子肇 （昭和31年10月29日生）	昭和55年４月　㈱三菱銀行（現㈱三菱東京ＵＦＪ銀行）入行 平成12年７月　㈱東京三菱銀行（現㈱三菱東京ＵＦＪ銀行）市ヶ谷支店長 平成18年６月　㈱三菱東京ＵＦＪ銀行新宿中央支社長 平成20年２月　㈱三菱東京ＵＦＪ銀行福岡支社長 平成21年11月　当社入社 平成22年４月　当社海外営業本部海外戦略室長 平成23年10月　当社海外営業本部営業部長 平成24年６月　当社取締役（現） 平成24年６月　当社海外営業本部長（現）	11,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
16	やまき　けんいち 山木　健一 （昭和32年２月20日生）	昭和55年４月　当社入社 平成10年３月　当社生産本部第二事業部富士事業所製造管理部長 平成12年５月　当社生産本部第二事業部富士事業所ストア機器製造部長 平成13年６月　当社企画本部情報システム部長 平成17年２月　当社生産本部第一事業部つくば事業所長 平成18年１月　当社生産本部第一事業部追浜事業所長 平成24年６月　当社取締役（現） 平成24年６月　当社生産本部長（現）	16,000株
17	いのうえ　けん 井上　健 （昭和31年11月18日生）	昭和54年４月　当社入社 平成８年４月　当社商環境事業本部東京東営業部千葉西支店長 平成11年９月　当社商環境事業本部営業本部東京西営業部西支店長 平成18年６月　当社商環境事業本部第一営業本部東京西営業部長 平成20年７月　当社商環境事業本部営業本部東京東営業部長 平成21年３月　当社商環境事業本部営業本部東京東営業部長兼東京西営業部長 平成22年３月　当社商環境事業本部営業本部首都圏営業部長 平成26年６月　当社取締役（現） 平成26年６月　当社商環境事業本部営業本部長（現）	3,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
18	※田尻（たじり） 誠（まこと） （昭和35年３月３日生）	昭和57年４月　当社入社 平成９年７月　当社営業本部首都圏営業部東京東支社大宮支店長 平成12年２月　当社営業本部東京西支社赤坂支店長 平成17年６月　当社営業本部首都圏西支社新宿支店長 平成21年１月　当社オフィス営業本部西日本支社福岡支店長 平成24年１月　当社物流システム事業本部物流システム営業部長（現）	1,000株

（注）1. 衣川潤、海老名健及び飯塚延幸の各氏は、社外取締役候補者であります。
なお、海老名健及び飯塚延幸の両氏につきましては、東京証券取引所に、本取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

2. 社外取締役候補者の選定理由、社外取締役としての適格性及び社外取締役との責任限定契約等について

(1) 社外取締役候補者の選定理由について
衣川潤、海老名健及び飯塚延幸の各氏につきましては、企業経営者としての豊富な経験・知見等を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

(2) 再任の社外取締役候補者の社外取締役在任期間については、本総会終結の時をもって、衣川潤氏は６年、海老名健氏は４年、飯塚延幸氏は１年となります。

(3) 当社は、社外取締役との間で、定款の規定により、会社法第423条第１項の責任についてその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、金10百万円または会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする旨の契約を締結しております。社外取締役候補者の衣川潤、海老名健及び飯塚延幸の各氏の再任が承認された場合、当社は各氏と当該責任限定契約を継続する予定であります。

3. ※は新任の候補者であります。

4. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第４号議案　監査役３名選任の件

監査役守分宣及び大木章八の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また監査役後藤繁氏は、本総会終結の時をもって辞任をいたします。つきましては、監査役３名の選任をお願いするものであります。

なお、候補者荒谷克典氏は、監査役後藤繁氏の補欠としての選任をお願いするものでありますので、その任期は当社定款第34条第２項の定めにより、辞任される監査役後藤繁氏の残任期間と同一となります。

また、本議案の提出に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	守分（もりわけ）　宣（ひろし） （昭和24年１月２日生）	昭和47年４月　日本銀行入行 平成12年５月　日本銀行情報サービス局長 平成14年７月　当社入社、顧問 平成15年６月　当社取締役 平成15年６月　当社セキュリティ営業本部長 平成20年４月　当社金融法人営業本部長 平成22年６月　当社常勤監査役（現）	58,100株
2	※荒谷（あらたに）　克典（かつのり） （昭和25年１月１日生）	昭和48年４月　日本電信電話公社（現日本電信電話㈱）入社 昭和61年７月　日本電信電話㈱四国支社企画総務部長 平成14年５月　㈱ＮＴＴマーケティングアクト中国代表取締役社長 平成18年６月　ＮＴＴ出版㈱取締役法人営業部長（兼）総務部長 平成19年６月　ＮＴＴ九州電話帳㈱代表取締役社長 平成23年６月　当社入社 平成23年６月　当社テレコム営業本部長（現） 平成24年６月　当社取締役（現）	9,100株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	※岩本（いわもと）　繁（しげる） （昭和16年３月31日生）	昭和46年10月　監査法人朝日会計社（現有限責任 あずさ監査法人）入社 昭和51年３月　公認会計士登録（現） 平成11年５月　朝日監査法人（現有限責任 あずさ監査法人）理事長 平成16年５月　あずさ監査法人（現有限責任 あずさ監査法人）会長 平成17年６月　あずさ監査法人 退社 平成17年８月　全国農業協同組合中央会理事監査委員長 平成18年６月　日本電信電話㈱ 社外監査役 平成21年６月　㈱三井住友フィナンシャルグループ社外取締役（現） 平成21年６月　㈱三井住友銀行 社外取締役（現） 平成23年６月　学校法人東京経済大学理事長（現） 平成23年６月　当社補欠監査役（現） 〔重要な兼職の状況〕 ㈱三井住友フィナンシャルグループ社外取締役 ㈱三井住友銀行 社外取締役 学校法人東京経済大学理事長	5,000株

（注）1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 岩本繁氏は、社外監査役候補者であります。なお、同氏につきましては、東京証券取引所に、本取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

3. 社外監査役候補者の選定理由、社外監査役としての適格性および社外監査役との責任限定契約について

(1) 社外監査役候補者の選定理由について
岩本繁氏は、公認会計士としての専門的知識と豊富な経験等をお持ちであり、これらを当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。同氏は、また企業経営者としての豊富な経験・知見等を当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

(2) 社外監査役との責任限定契約について
当社は、社外監査役との間で、定款の規定により、会社法第423条第１項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、金10百万円または会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする旨の契約を締結しております。社外監査役候補者岩本繁氏が監査役に就任された場合も、当社は同氏との間で上記責任限定契約を締結する予定であります。

4. ※は新任の候補者であります。

第５号議案　補欠監査役２名選任の件

平成26年６月27日開催の第79回定時株主総会において補欠監査役に選任された林睦雄及び岩本繁の両氏の選任の効力は、本総会開始の時までとなります。

つきましては、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役２名の選任をお願いするものであります。当該補欠監査役候補者のうち、候補者林睦雄氏は社外監査役以外の監査役の補欠として、候補者大木章八氏は社外監査役の補欠として、それぞれ選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	林（はやし）　睦雄（むつお） （昭和15年１月８日生）	昭和37年４月　住友海上火災保険㈱（現三井住友海上火災保険㈱）入社 平成元年６月　住友海上火災保険㈱取締役 平成９年６月　住友海上火災保険㈱取締役副社長 平成15年６月　三井住友海上火災保険㈱常任特別顧問 平成15年６月　当社取締役 平成23年６月　当社補欠監査役（現）	0株
2	大木章八（おおきしょうはち） （昭和10年３月７日生）	昭和42年４月　弁護士登録（現） 昭和54年２月　当社監査役（現）	133,214株

（注）1.　各補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2.　林睦雄氏は、補欠の社内監査役候補者であります。

3.　大木章八氏は、補欠の社外監査役候補者であります。同氏は、弁護士としての専門的知識と豊富な経験等をお持ちであり、これらを当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。なお、同氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって36年４ヶ月となります。

4.　当社は、社外監査役との間で、定款の規定により、会社法第423条第１項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、金10百万円または会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする旨の契約を締結しております。補欠の社外監査役候補者大木章八氏が監査役に就任された場合も、当社は同氏との間で上記責任限定契約を締結する予定であります。

以　上

メ　モ　欄

株主総会会場ご案内図

横浜市西区北幸一丁目11番３号
ホテル横浜キャメロットジャパン
５階「ジュビリー」
（会場が前回と異なっておりますので、お間違いのないようご注意ください。）

